

平成24年11月第14回互理町議会臨時会会議録（第1号）

○ 平成24年11月7日第14回互理町議会臨時会は、互理町役場仮設庁舎大会議室に招集された。

○ 応招議員（17名）

1 番 鈴木洋子 2 番 高野孝一

3 番 熊田芳子 4 番 小野一雄

5 番 佐藤正司 6 番 安藤美重子

7 番 百井いと子 8 番 鈴木高行

9 番 鈴木邦昭 10番 渡邊健一

11番 四宮規彦 12番 高野進

13番 熊澤勇 14番 佐藤アヤ

16番 鞠子幸則 17番 佐藤實

18番 安細隆之

○ 不応招議員（1名）

○ 出席議員（17名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（1名） 15番 島田金一

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	齋 藤 邦 男	副 町 長	齋 藤 貞
総務課長	佐 藤 仁 志	企画財政課長	佐 藤 浄
企画財政課 復興管理専門官	山 中 松 樹	用地対策課長	佐々木 人見
税務課長	佐 藤 邦 彦	町民生活課長	鈴木 邦彦
福祉課長	阿 部 清 茂	被災者支援課長	齋 藤 幸 夫
健康推進課長	佐々木 利 久	農林水産課長	
商工観光課長		農業委員会事務局長	東 常 太 郎
兼わたり温泉 鳥の海所長	酒 井 庄 市	都市建設課長	日 下 初 夫
復興まちづくり 課 長	高 橋 伸 幸	上下水道課長	作 間 行 雄
会計管理者 兼会計課長	齋 藤 良 一	教 育 長	岩 城 敏 夫
学務課長	遠 藤 敏 夫	生涯学習課長	鈴木 久 子

○ 事務局より出席した者の職氏名

事務局長	丸 子 司	参 事	牛 坂 昌 浩
書記	櫻 井 直 規	兼庶務班長	

議事日程第1号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

議長諸報告

日程第3 提出議案の説明

日程第4 議案第92号 土地の取得について（亶理町防災集団移転促進事業
（吉田大谷地団地））

日程第5 議案第93号 平成24年度亶理町一般会計補正予算（第6号）

日程第6 議案第94号 平成24年度亶理町公共下水道事業特別会計補正予算
（第2号）

日程第7 報告第8号 専決処分の報告について（賠償額の決定及び和解）

日程第8 報告第9号 専決処分の報告について（賠償額の決定及び和解）

午前 11時45分 開会

議長（安細隆之君） これより本日の会議を開きます。

町長が、行政事務組合の面接試験のために、それに出席をするということですので、休憩をとらず会議を進めますので、議員の皆さんのご協力をお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

なお、15番島田金一議員から欠席の届け出があります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（安細隆之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第110条の規定により、10番 渡邊健一議員、11番 四宮規彦議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（安細隆之君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

議長諸報告

議長（安細隆之君） 次に、諸般の報告をいたします。

第1、地方自治法第121条の規定に基づきます説明員は、別紙お手元に配付のとおりであります。

第2、町長提出議案についてであります。町長から、議案3件、報告2件が提出されております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第3 提出議案の説明

議長（安細隆之君） 日程第3、提出議案の説明を求めます。

町長、登壇。

〔町長 齋藤邦男君 登壇〕

町長（齋藤邦男君） それでは、提出議案のご説明を申し上げます。

本日、第14回互理町議会臨時会を開会するに当たり、議員各位には何かとご多用のところご出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、今回ご提案申し上げご審議賜りますのは、議案3件及び報告2件であります。よろしくご審議方お願い申し上げます。

初めに、議案第92号 土地の取得について（互理町防災集団移転促進事業（吉田

大谷地団地)) につきましては、東日本大震災により災害危険区域に指定した地域に住んでいる方々が、安心できる場所で一日も早く生活再建が図られるよう集団移転先用地の取得を図るもので、移転先の1つである吉田大谷地団地に係る6,639.61平方メートルを4,213万7,121円で取得することについて地権者との協議が整ったことから、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の同意を求めるとでございます。

続いて、予算関係議案についてご説明申し上げます。

議案第93号 平成24年度亘理町一般会計補正予算(第6号)につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,849万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ815億2,600万3,000円とするものであります。

それでは、歳出予算の主なものについてご説明申し上げます。

2款総務費につきましては、一般管理経費において、新たに他の自治体から応援いただきます派遣職員の住居賃借料等として133万円を増額補正するものと、東日本大震災の津波により被災した高屋地区集会所の改修に対し、亘理町集会所建設事業補助金として152万1,000円を増額補正するものが主な内容であります。

8款土木費につきましては、2項道路橋梁費において、津波により被災した荒浜地区・吉田東部地区の側溝ふた据えつけ工事費等として道路維持経費に1,100万円を増額補正するもののほか、改良事業費として町道3路線の測量委託費等3,080万円、舗装事業費として町道3路線の舗装工事費4,050万円を増額補正するものであります。

次に、4項都市計画費6目復興事業費であります。初めに荒浜地区災害公営住宅につきましては、2カ年事業で災害公営住宅を整備するとともに、整備に係る委託費を平成25年度に一括で支払うことで宮城県と協議を進めていることから、平成25年度までの債務負担行為の限度額22億6,200万円を設定した上で、平成24年度で予算措置していた同額の事業費を減額補正するものであります。

同じく、当初予算で措置している災害公営住宅に係る駐車場整備事業につきましても、荒浜地区分につきましては、建物本体整備事業と同様に平成24年度から平成25年度までの2カ年事業で整備する予定であることから、平成25年度までの債務負担行為の限度額1,050万円を設定した上で、平成24年度に係る事業費を減額補正するものであります。

なお、亘理・吉田地区の災害公営住宅の駐車場整備事業費につきましても当初予算で計上しておりましたが、事業の進捗状況から平成24年度からの事業実施が難しいこと、また荒浜地区も含め国との協議の中で用地取得費及び造成費等も基幹事業（災害公営住宅整備事業費）の中で実施することが可能となったことから、合わせて減額するものであります。

次に、防災集団移転促進事業費についてであります。災害危険区域内に居住していた方で既に個別移転しているケースなどもあることから、それらの方々が所有する災害危険区域内の土地の用地買収費を増額補正するもので、集団移転等を予定している方以外の移転元の用地買収費18億343万1,000円と6月補正予算で計上した移転先の用地買収費の不足額3億3,541万4,000円を合わせて21億3,884万5,000円を増額補正するものであります。なお、集団移転等予定者分に係る移転元の用地買収費につきましては、その時期が来た段階で改めて予算措置する予定であります。

復興関連盛土材確保事業費につきましては、既に用地買収費及び工事請負費として3億7,601万円を予算計上しているところであります。事業内容精査の結果、業務委託が必要であることから工事請負費より委託料に5,000万円を予算組み替えするものであります。

荒浜・吉田地区土地利用計画策定事業費につきましては、荒浜・吉田地区の災害危険区域における都市計画を含む今後のまちづくり全体の土地利用計画等を考えるもので、計画策定業務委託料として9,800万円を増額補正するものであります。

11款災害復旧費につきましては、公立学校施設災害復旧費において、東日本大震災に係る津波により被災した長瀬小学校の校舎等解体工事費1億1,366万8,000円を増額補正するもののほか、荒浜中学校校舎等の解体工事費及び逢隈中学校の災害復旧工事を合わせ1億1,848万1,000円を増額補正するものであります。

また、社会教育施設災害復旧費につきましては、図書館郷土資料館の災害復旧工事費を当初予算で計上しておりましたが、実施設計の結果、復旧工事費に不足が生じるため588万3,000円を増額補正するものであります。

次に、歳入予算の主なものについてご説明申し上げます。

9款地方交付税につきましては、普通交付税として3,845万5,000円を増額補正するもののほか、歳出予算で増額補正する防災集団移転促進事業及び荒浜・吉田地

区土地利用計画策定事業並びに逢隈中学校災害復旧事業の国庫補助等の裏負担分を合わせ、震災復興特別交付税 2 億8,758万8,000円を増額補正するものであります。

13款国庫支出金につきましては、逢隈中学校の災害復旧工事費に対し、公立学校施設災害復旧費負担金として126万2,000円を増額補正するものであります。

なお、長瀬小学校及び荒浜中学校の解体工事費につきましても国庫補助対象とはなっておりますが、文部科学省との協議の中で新校舎建設時にあわせて補助申請する予定となっていることから、今回の補正では予算計上しないものであります。

17款繰入金につきましては、復興マラソン大会開催に係る震災復興基金繰入金として30万円増額補正するもののほか、災害公営住宅整備事業及び同駐車場整備事業に係る減額補正分と、防災集団移転促進事業及び荒浜・吉田地区土地利用計画策定事業に係る増額補正分を相殺し、東日本大震災復興交付金基金繰入金として1億3,936万1,000円を減額補正するものであります。

また、今回の補正予算の調整財源として、財政調整基金繰入金 2 億899万円を増額補正するものであります。

次に、債務負担行為の追加についてであります。歳出予算でご説明申し上げましたとおり、荒浜地区における災害公営住宅及び災害公営住宅駐車場建設業務のそれぞれの事業について、平成24年度から平成25年度までの2カ年事業として宮城県に委託するための限度額設定を行うものであります。

最後に、地方債の変更であります。歳出予算における災害公営住宅整備事業費の減額に伴い、当初予算で計上しておりました災害公営住宅整備事業債を3億1,030万円減額し、借入限度額を4億8,030万円に変更するものであります。

議案第94号 平成24年度亘理町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,068万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億7,880万9,000円とするものであります。

歳出予算第1款総務費につきましては、一般管理費における公課費の補正がその主なものであります。消費税及び地方消費税の平成23年度納税額に基づく平成24年度の予定納税額に不足が生じることから、816万円を増額補正するものであります。

ます。

2款下水道事業費につきましては、社会資本整備事業の交付金事業費に計上していた事業のうち、復興交付金事業に切りかわった事業があることや社会資本整備総合交付金事業に係る国からの内示額に基づき事業費全体で工事請負費を9,600万円減額補正するものと、箱根田西区や逢隈地区において新築住宅が増加している状況から、新たに汚水管布設工事等を実施する単独事業費として3,200万円増額補正するものであります。

5款災害復旧費につきましては、新たに互理第3処理分区管路調査業務委託料として150万円を増額補正するものであります。

続いて、歳入予算についてご説明を申し上げますが、3款国庫支出金につきましては、歳出における交付金事業費の減額に伴い社会資本整備総合交付金を4,800万円減額するもののほか、新たに災害復旧事業として認められた事業に係る公共下水道施設災害復旧費補助金として807万2,000円を増額補正するものであります。

5款繰越金につきましては、9月定例会で承認いただきました平成23年度決算に基づき8,826万8,000円増額補正するものでありますが、平成23年度においては、災害復旧事業の補助率を通常の補助率である66.6%で予算計上していたところ、最終的に90.7%まで引き上げられたことから通常の年と比較して繰越額が大きくなったものであります。

第2表地方債の補正であります。社会資本整備事業における交付金事業の減額に伴い、当初予算で計上しておりました公共下水道事業債を1,280万円減額し、借入限度額を1億9,540万円に変更するものであります。

次に、報告第8号 専決処分の報告について（賠償額の決定及び和解）につきましては、袖ヶ沢住宅敷地内で発生した事故における関係者との和解について、専決事項の指定第2項の規定により平成24年10月2日専決処分したことから、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

報告第9号 専決処分の報告について（賠償額の決定及び和解）につきましては、岩沼市小川地内の公道で発生した公用車事故における関係者との和解について、専決事項の指定第2項の規定により平成24年10月19日に専決処分したことから、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

以上、提出議案等の概要であります。慎重ご審議賜り、原案どおり可決くださ

いますようお願い申し上げます、今回提出いたしました各議案の説明といたします。

議長（安細隆之君） 提出議案の説明が終わりました。

日程第4 議案第92号 土地の取得について（亶理町防災集団移転促進事業（吉田大谷地団地））

議長（安細隆之君） 日程第4、議案第92号 土地の取得についての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（高橋伸幸君） それでは、私から議案第92号 土地の取得につきましてご説明申し上げます。

議案書1ページ目をお開きください。

土地の取得について。地方自治法第96条第1項第8号の規定により、次の通り契約を締結するものでございます。

まず、第1といたしまして、

事業名 亶理町防災集団移転促進事業（吉田大谷地団地）

所在地 亶理町吉田字大谷地80番4 外12筆

面積 6,639.61平方メートル

金額 4,213万7,121円

契約の相手方でございますが、宮城県亶理郡亶理町吉田字須賀畑101番地 齋藤敬一 外2名となっております。

2ページ目につきましては、土地取得明細表ということで、亶理町吉田字大谷地80番4から亶理町吉田字堰下79番6まで13筆の地目、面積を記載させていただいております。買取単価につきましては、その下に記載させていただいておりますが、公衆用道路が1平米当たり1,300円、田んぼが1平米当たり6,500円ということでございます。

3ページ目、4ページ目につきましては、それぞれ位置図、そして公図の写しをつけさせていただいております。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。以上、説明とさせていただきます。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） まず、第1点目ですね。防災集団移転促進事業の区間割合で亘理町ではこの大谷地以外に荒浜中野、亘理、吉田舟入北、吉田南河原。ここが予定されておりますけれども、それぞれいつまで造成が完了するのか。そして、地権者の協議が必要ですが、どのような順序で造成事業をしていくのか、それを答弁ください。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（高橋伸幸君） 移転先団地につきまして、各団地の規模等にもよりますが、今現在、今回の大谷地団地のように地権者との協議が整った場所、それから現在進めている場所もございます。そういった中でも、以前集団移転に参加される住民の皆様にご説明しておる平成26年1月には各参加者がその団地内に建築ができるような環境を整えるという話をさせていただいておりますので、それに向けた形で適宜各団地の協議が整い次第造成を行い、それとあわせながらその団地内に参加をされる住民の方々との話し合いをし、その団地をつくっていきたいと考えております。以上です。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） もう1点、防災集団移転とのかかわりで、吉田上塚が4戸ですね。ですから、5戸にならないので防災集団移転促進事業には該当しないと。前は10戸だったんですね。10戸だったんですけれども、この大震災を契機に5戸に引き下げました。基準の緩和をしましたが、それにしても4戸なので、国の補助の対象にならないとなります。この方に対して、この4人の方々にはほかのところに移るのか、ほかのところというのは、ほかのところの集団移転促進事業地域に移るのか、それとも個別移転するのか、その状況はどうなっているのかということと、町として5戸にならないから、4戸なんで防災集団移転促進事業の国の補助にはならないけれども、町として独自の支援は考えていたのか、その点をお伺いします。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（高橋伸幸君） 現在、各移転の対象となるの方々からの意向表明をいただいた結果としては、今議員ご指摘のとおり吉田上塚団地のほうは4軒という形

になっております。したがって、現制度の中で申しますと、最低5戸以上ということには該当しないということではございますが、いろいろ国と今協議をさせていただいております。全くこの上塚団地だけが4戸だけ、一つ周りとは隣接しないで形成される団地ということよりは、吉田地区の浜吉田駅周辺の一つのコミュニティーの中での関連性があるということを含めて一緒に国の事業で対応できないか、今、国に相談をさせていただいているところでございますので、その結果を待ちながら国でできない場合についての対応策を考えていきたいと考えております。以上です。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） そのことについては4人の方には説明されているのか。

もう1点だけ、買い取り単価ですけれども、田で1平米当たり6,500円なんですね。それはそれとして、一定の基準はあると思うんですけれども、その関連で聞きますけれども、この吉田大谷地地区の地価公示、平成21年、22年、23年、24年の1月時点の地価公示はどうなっていますか。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（高橋伸幸君） まず、上塚団地のほうをご希望されている4世帯の方につきましては、こういう協議をしているという話を伝えてはおりますが、まだ決定はされてはおりませんので、決定し次第、またその情報をお伝えしたいと考えております。以上です。

議長（安細隆之君） 用地対策課長。

用地対策課長（佐々木人見君） 地価公示価格でございますが、地価公示については、国が示す1月1日現在の価格を示すわけなんですけれども、ここの吉田大谷地の近辺にはございません。それで、7月1日現在で、今度は都道府県が示す地価調査という場所がございます。ちょうど今回の大谷地団地の南の位置に宅地がございまして、そこが地価調査の場所となっております。ご質問の平成21年からの価格ですが、平成21年は1平米当たり宅地が、宅地ですので1万9,400円。平成22年が1万8,400円。平成23年が1万6,800円。平成24年の7月1日現在で1万6,400円という価格が提示されております。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。8番鈴木高行議員。

8番（鈴木高行君） 今の課長が説明したスケジュール、平成26年1月から供用開始とい

うのは集団移転の団地として言っているけれども、年月からすれば今から1年2カ月しかないんだよね。今の状況からして、物理的に間に合うか。6つの団地があるけれども、どのような整備計画で、どのような考えで、計画で、そういうタイムスケジュールからいったら、復興まちづくり課長の説明で皆さん納得するかと、1年2カ月で本当にできるの。そんならやらせている。それが6団地も5団地もある。もうちょっと、その対象者、被災者に対して心ある回答となるような事業の進め方、そういうものがあるといいと思うんだけどね。1年2カ月しかないんだ本当に。平成26年1月というのは。口で言うのは簡単だ。その辺ちょっと心して回答していただきたいと思うんだけどね。もう一度回答して。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（高橋伸幸君） 今回の移転先団地の事業につきましては、年度内に用地の取得、そして造成のほうに入っていきたいと考えております。なお、その事業の実施については、当然地権者の合意、ご理解というものも必要になってまいりますので、そういった地区によっては若干おくれが出ることもございます。そういった部分、各地区の状況を踏まえながら、これから各団地参加者の話し合いを準備させていただきます。その中で、より詳細な今の状況というものを説明していきたいと思っておりますが、今現時点として各それぞれの団地の細かい整備スケジュールまで手元に持ってきていないものですからご説明できないという状況でございます。ご理解いただきたいと思っております。

議長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8 番（鈴木高行君） 答弁を聞くと人ごとのような話で答弁しているよね。手元にかそのような話をしているようだけれども、実際被災して建物がなくなって集団移転を申し込んでいる方々に、本当にこういう事業のスケジュールで移っていただきますと言えないということは、対応として、考えられるな、被災者は、我々の先月だったですかね、仮設住宅の方々と懇談会の中でも「おまえたち何やってんのや」と、「町さ何言ってるの」って。そういうお叱りを受けるんだよね。それに答えられないし、我々は。執行者でもないし。そういう説明が行き届いていないし、スケジュールも示されていないし、売り渡し価格も提示していないし。「もうストレスたまって頭おかしくなるようだ」と、それが仮設に住んでいる方々からの意見だと。答えられん、我々は。そこにどういうふうに答えるかということ、町とし

て。回答をお願いします。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（高橋伸幸君） 各それぞれの団地につきまして、特に意向調査の結果によっては、団地の当初予定していた規模からふえている団地もございます。そういった団地の部分につきましても追加の部分の対象となる用地の確保、そういった部分を今進めているところもございますし、早目に、今進められている大谷地団地、あるいは荒浜の団地等については、今度11月の中旬に集まっていただく機会を設けまして、その中で説明をしていく。ほかの団地につきましても11月下旬から12月にかけてそういった準備を進めながら説明をしていきたいと考えていますが、その団地の用地確保とあわせながら、まず町として団地造成に係る開発手続も出てまいります。そういった部分の関係機関の調整を今同時に、並行して進めております。そういうことを含め、できるだけ早く住民の皆さんとの話を進めながら最終形を決めて、一日も早く造成工事に入っていきたいと考えております。以上です。

議長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8 番（鈴木高行君） 今、平成26年1月という考え方が示されたけれども、その平成26年1月というのは訂正する必要があるのではないですか。やれないんじゃないですか。皆さんに言っているけれども、ここでも言っているけれども、議会でもね。本当にやれるのかと思ったならば、平成26年1月なんていうタイムリミットは実際には言えない話じゃないかな。やっとなら今1件だけね、1団地だけ売買契約を結ぶようだけれども、ほかのことをみんな考えれば平成26年1月なんていうのはちょっと厳しい話で、公の前で言えるような工期日程とは違うんだけど、その辺訂正とか今後の日程を調整して、皆さんに改めて説明して、これくらいの時期まで延びますとか、そういうスケジュールの訂正をする必要があると思うんだけど、どうですか。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（高橋伸幸君） 現在の段階で、まず我々としては、住民の皆さんにお示した平成26年1月に向けて努力をさせていただきたいと。その中でさまざまな要因が多分これから出てくるかと思えます。そういった部分を含めて、どうしても平成26年1月にそういう準備が整わないということになれば、当然早期に住

民の皆様にはご説明を申し上げていきたいと考えております。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。4番小野一雄議員。

4番（小野一雄君） 前段に、この臨時議会が1時間45分も開催がおくれた。ここを十分に執行部は肝に銘じていただきたい。反省を促したい。私も震災復興特別支援委員会の副委員長として、この辺を十分に私なりに肝に銘じております。

質問でありますけれども、今同僚議員から出ました。今回はこの集団移転事業にかかわる事案、この大谷地団地が第1号であります。課長の答弁の中に上塚団地の4戸の部分のお話、説明ありましたけれども、まずこの4戸の部分をおのまま残すのか、今関係省庁といろいろつないでおるようでありますけれども、私はこの上塚団地に入ってくるのかなということで、実はこの会議に臨んでまいりました。前段に、緊急の委員会の中でこれはこのままだと。7プラス1名、要するに集団移転が7戸、それから戸建てが1戸ということで8戸だと。心配なのは上塚団地に近い距離にあります、何とかここに集合して編入できないものか、この辺の説得をどうしたのかどうか、ここをまず伺いたい。

そして、これから第1番目として今回始まったわけではありますが、残る団地、この辺のスケジュールをきちっと整理をして、特別委員会なり全員協議会にきちっと示していただきたい。そして、町当局がこのように進んでいるんだということを住民がわかるような体制をとっていただきたい。このようにお願いしたいということで私の質問を終わり。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（高橋伸幸君） まず、上塚団地の関係でございますが、今関係する国の機関ということで国土交通省になりますが、協議をさせていただいております。どういう形で今回の集団移転事業の、いわゆる計画の中に含めることができるかということで、今、前のほうに進めさせていただいておりますので、近々多分その辺、回答が来るものだと理解して、来次第、参加されるご希望の方々には最終の結果のほうもお知らせしていきたいと思っております。

それから、全体スケジュールにつきましては、ご指摘いただいたとおり、まとめまして、また改めて特別委員会等の席でご説明を申し上げたいと思っております。以上です。

議 長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。6番安藤美重子議員。

6 番（安藤美重子君） 面積のことについてお伺いいたします。この6,639.61平方メートルというところなんですけれども、移転者の方が真に必要な面積、それからそこに設置する道路の面積、それでまた公園とか緑地帯というのも必要ということをお伺いしておりましたので、そういう緑地帯の面積、いわゆるそのほかに予備地とか背後地とかというのは全然ないのかどうか、そこをお伺いします。

議 長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（高橋伸幸君） 今、今回用地取得する対象の用地6,600平米の中には、集団移転でご希望されている7戸分、それから災害公営の戸建てとしてしている1戸分、それぞれ集団移転に関しては、対象者の方から希望面積をお伺いしているわけですので、その希望面積を含めた形で土地の配置を検討はさせていただいています。ただ、まだその辺の詳細な部分、いろいろ関係機関と調整をするたびに、道路の位置関係であるとか、調整池であるとか、公園であるとか、毎日変わってきている状況でございます。あわせて、実はここの団地に西側のほうには災害公営住宅の集合住宅と一緒に配置する計画でございますし、できれば隣接する場所に、いわゆる集団移転者の対象じゃない被災された皆様の中で、災害公営住宅の戸建てをご希望される方の敷地分も今後あわせて配置していくということの中で、この工事の中に出てきます、いわゆる調整池というものの規模が変わってまいりますので、その辺を含めながら今調整している段階でございます。以上です。

議 長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第92号 土地の所得についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第92号 土地の取得についての

件は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第93号 平成24年度亙理町一般会計補正予算（第6号）

議長（安細隆之君） 日程第5、議案第93号 平成24年度亙理町一般会計補正予算（第6号）の件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） それでは、議案第93号 平成24年度亙理町一般会計補正予算（第6号）についてご説明申し上げます。

平成24年度亙理町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の補正

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,849万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ815億2,600万3,000円とする。

第2条 債務負担行為の補正

債務負担行為の追加は「第2表 債務負担行為補正」による。

第3条 地方債の補正

地方債の変更は、「第3表 地方債補正」によるというようなこととさせていただきます。

それでは、歳出からご説明申し上げますので、13ページをお開きいただきたいと思います。

歳出でございます。

初めに、2款総務費1項1目一般管理費285万1,000円の増額補正でございますが、右側の説明にございます11節の需用費の5万円から18節の備品購入費の23万円まで合計で133万円になりますけれども、これにつきましては自治法派遣によりまして3人の派遣職員の方が入居いたします民間アパート等の借り上げ料、それから家電等の備品購入費などがございます。その下になります、19節の補助金でございますけれども、高屋地区の集会所の改修工事に係る補助金でございます。

同じく、5目財産管理費221万円の増額でございます。12節の役務費11万円と13節の委託料120万円でございますが、これにつきましては現在使用しております仮

設庁舎の建築確認申請にかかわる経費でございます。現在使っております仮設庁舎でございますけれども、2年を超える場合については、仮設庁舎としての建築確認申請が必要だということで、今般申請するに当たりましての経費でございます。

14節の使用料及び賃借料でございますが、現在来庁者、それから一部、一般職員の駐車場等を使用しておりますが、ここにつきまして、実は所有者の方から新たな活用が生まれたということで返還の申し出がございます。そういったことで、来年の3月いっぱいをもちまして返還するというので進めているわけですが、現在職員の駐車場そのものが不足しているということもございまして、亘理小学校の北側、それから役場庁舎の道路を挟んだ北側のほうに民地がございましてそちらのほうを12月から借りたいということで現在話を進めておりまして、12月からの4カ月分、2カ所分の借り上げ料として63万円を計上したものでございます。

その下になります補償補填及び賠償金の27万円でございますが、これにつきましては公用車での接触事故に伴います相手車両への修理代でございます。なお、全額保険で補填されますけれども、この内容等につきましては、この後に行います専決処分の報告のところでさせていただきたいと思っております。

6目企画費413万2,000円の増額補正でございますが、これにつきましては集団移転先等の用地の売買契約、それから開発許可申請に伴います印紙代でございます。

8款土木費2項2目道路維持費1,100万円の増額でございますが、提案理由にもありましたけれども、今回の震災によりまして破損、流失しました吉田・荒浜地区のU字溝などの側溝のふたの設置工事費でございます。参考までに、吉田地区につきましては1,300枚、荒浜地区につきましては400枚ほど今回予定をしております。

次のページをお願いいたします。

15ページになりますが、3目道路新設改良費7,130万円の増額でございますが、まず改良事業でございますけれども、町単独で行います長瀬浜開墾場線ほか2路線の測量調査、設計の委託料でございます。次に、舗装事業費でございますけれども、神宮寺本線などの3路線の災害復旧事業補助対象外分の舗装工事費4,050万

円でございます。

4項2目公共下水道費の8,622万5,000円の減額でございますが、これは公共下水道特別会計の繰出金の減額でございます。この理由としましては、町単独事業で予算計上しておりました工事のうち、一部新たに交付金事業に採択されたということから、あと平成23年度でも補助率が上がったということなどで繰越金がふえたことからの歳入増というようなことになったために一般会計からの繰出金を減額するというものでございます。

続きまして、6目復興事業費1億6,265万5,000円の減額でございますが、初めに5の災害公営住宅整備事業費の委託料22億6,200万円の減額と、その下にあります6の災害公営住宅駐車場整備事業費の委託料875万2,000円の減額でございますが、これは荒浜地区の災害公営住宅分でございます。いずれも、県営の委託事業ということで進めておりますが、今回県からの要望で事業の進捗状況などから平成24年度から平成25年度までの債務負担行為により協定を結ぶという予定でありまして、さらに支出につきましても全額平成25年度で支払うということになりましたことから、それぞれ減額をするものでございます。

15節の工事請負費875万1,000円の減額でございます。これは吉田地区の災害公営住宅駐車場整備事業費でございますが、今年度の実施が難しいということから今回減額するものでございます。

その下にあります、17節公有財産購入費1億1,999万7,000円の減額でございます。これは吉田・亘理両地区の災害公営住宅駐車場の用地取得費でございますが、当初災害公営住宅整備事業の効果促進事業ということで予算を計上しておりましたけれども、今回基幹事業、本体事業のほうで見られるようになったということから減額するものでございます。

次に、8の防災集団移転促進事業費の公有財産購入費21億3,884万5,000円の増額につきましては先ほどご説明申し上げたとおりでございますが、移転元、つまり集団移転促進区域でもともと居住しておられず土地のみを所有していた方と集団移転を利用せず個別で移転する方の所有していた土地、さらには集団移転先の用地を購入するため6月補正で予算を計上しておりましたが、それに不足する分を今回増額補正するものでございます。

一番下になりますが、14復興関連盛土材確保事業費の委託料5,000万円につきま

しては、新たに割山に取得しました山林の整備につきまして工事請負費で全て予算計上しておりましたが、今回、木の伐採につきましては委託するということから組み替えを行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

15節の工事請負費5,000万円の減額でございますが、ただいま申し上げましたとおり委託料に組み替えた分を減額するものでございます。

17荒浜・吉田地区土地利用計画策定事業費の委託料9,800万円の増でございますが、これにつきましては災害危険区域を含めました荒浜・吉田全体の土地利用につきまして各課で分野ごとに行っております土地利用計画等を包括した形での土地利用計画等を作成するための委託料で、交付金事業の市街地効果促進事業を活用する計画でございます。

5項住宅費1目住宅管理費205万円の増額でございますが、倉庭住宅のスロープ等につきまして、これにつきまして年次計画で実施しておりますが、ことし予定しておりましたところが場所的に通常の延長では勾配が急になるということで緩やかになるように延長を少し延ばしました。そのために工事費に不足する分を増額補正という内容でございます。

10款教育費3項1目の学校管理費49万9,000円の増額でございますが、これは亙理中学校のトイレの修繕費でございます。

5項1目保健体育総務費30万円の増額でございますが、これにつきましては今回行います復興マラソンの出発地点になります荒浜中学校のグラウンド整備等の委託料でございます。

11款3項2目公立学校施設災害復旧費2億3,214万9,000円の増額でございますが、次のページをお願いいたします。一番上でございますけれども、まず初めに、長瀬小学校の、これも先ほどご説明申し上げましたが、校舎等の解体工事費等として1億1,366万8,000円の増額。さらに、その下にございます中学校の災害復旧費といたしまして荒浜中学校の校舎等の解体工事費と、それから逢隈中学校の今回の震災によります修繕費用304万円を合わせまして1億1,848万1,000円を増額するものでございます。

3目の社会福祉施設災害復旧費588万3,000円の増額につきましては、図書館郷土資料館の災害復旧費につきまして今回精査したところ、不足が生じることから588

万3,000円を増額するものでございます。

それでは、歳入についてご説明申し上げますので、9ページをお願いいたします。

9ページ、歳入でございます。

初めに、9款1項1目地方交付税3億2,604万3,000円を増額補正でございますが、まず右側にあります①でございますけれども、普通交付税の額が確定したということから予算額との差額分の3,845万5,000円を今回増額補正するものでございます。また、防災集団移転事業に伴います土地購入費、それから荒浜・吉田地区土地利用計画策定事業等の、いわゆる補助残分に対しまして交付されます震災復興特別交付税2億8,758万8,000円を増額するものでございます。

続きまして、13款国庫支出金1項4目災害復旧費負担金126万2,000円を増額でございますが、これは逢隈中学校の修繕に対します公立学校施設災害復旧負担金でございます。

17款繰入金1項1目財政調整基金繰入金2億899万円の増額でございますが、今回の補正の歳出に対しまして歳入で不足する分の調整財源としまして繰り入れをするものでございます。

10目の震災復興基金繰入金30万円の増額でございますが、先ほど申し上げました荒浜中学校のグラウンド整備等の財源として繰り入れを行うものでございます。

12目東日本大震災復興交付金基金繰入金1億3,936万1,000円の減額でございますが、荒浜地区の災害公営住宅整備事業及び駐車場の整備事業につきまして歳出で減額したことに伴いまして、あわせてこちらも減額するものでございます。また、歳出におきまして増額されました防災集団移転事業費分と新たに追加されました荒浜・吉田地区土地利用計画策定事業分につきまして、それぞれ基金より繰り入れを行うものでございます。

19款諸収入4項1目の雑入156万円の増額でございますが、これにつきましては車両災害共済金として公用車の接触事故に対しまして町で加入しております共済のほうから27万円が支払われるものでございます。

次のページをお願いいたします。

⑦の住宅防火施設整備助成金129万円でございますが、これにつきましては町の公営住宅等に対しまして、復旧の事業費として支出した3%が助成金として支払

われるものでございます。

20款町債1項4目土木債3億1,030万円の減額でございますけれども、これは今年度分の災害公営住宅整備事業費を減額したことに伴いまして、予定していた起債もあわせて減額するものでございます。

次に4ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為補正でございます。追加でございますが、まず災害公営住宅（荒浜地区）建設業務委託料（災害公営住宅整備事業）でございますが、平成24年度から平成25年度までというようなことで、限度額につきましては22億6,200万円、これにつきましては歳出で減額しました同額を債務負担として限度額を設定したものでございます。同じく災害公営住宅（荒浜地区）建設業務委託料（災害公営住宅駐車場整備事業）でございますが、期間につきましては同じく平成24年度から平成25年度までということで、限度額が1,050万円でございますが、これは先ほど歳出で減額いたしました分と事業精査の上、不足する分を含めまして1,050万円の限度額を設定したものでございます。なお、この内容でもって県との協定を結ぶということになってございます。

続きまして、第3表地方債補正でございます。起債の目的、災害公営住宅整備事業債、限度額7億9,060万円。これから歳出で減額しました3億1,030万円を減額しまして、限度額を4億8,030万円に変更するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 4ページです。今説明がありましたけれども、債務負担行為です。災害公営住宅駐車場整備事業、2年間で1,050万円ですけれども、これの具体的な内容を節ごとに説明してください。節というのは、要するに委託料、工事請負費、公有財産購入費。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（高橋伸幸君） この1,050万円でございますが、荒浜の集合公営住宅を建設するに当たりまして駐車場部分の、いわゆるアスファルト舗装であるとか、あるいは車どめ、そういった部分の工事費等を含めて県に委託して進める際の委託料となります。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 18ページです。8款4項6目です。荒浜・吉田地区土地利用計画策定調査業務委託料ですけれども、これはどこに委託するんですか。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（日下初夫君） お答え申し上げます。

どこという会社はこれから決めるわけでございます。それでこの計画というのは、荒浜と吉田の災害危険区域の跡地利用をどうするかという計画でございます。それで、いろいろ計画がございますけれども、今ある鳥の海公園、そしてまた陸上競技場、野球場、その場所でいいのか。そしてまた、そのほかにもどういう施設が必要なのか、そういうのを計画しましてこれから業者選定に入ると、このような計画でございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） コンサルタント会社に委託をするんでしょう。そのときに、跡地利用ですから、そこに住民の声をどういうふうに反映するんですか。住民が「私たちはこういうまちづくりをしたい」荒浜でもいいし、吉田東部でもいいし。そのときに住民の声をその計画にどういうふうに反映させるんですか。それがまず1点目。

次、10ページです。9款1項1目普通地方交付税ですけれども、11月分は国から町には地方交付税は入っているんですか、入っていないんですか。見通しはどうなるんですか。11月分は、予定としては何憶予定しているんですか。入らない場合、町はどうするんですか。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（日下初夫君） お答えいたします。

住民の声をどうするのか、どのように吸収するのかということでございます。それで、まず今考えているのは、どのようなプランニングをするか、それをまず原案をつくってもらい、業者のほうにつくっていただくと。それでもってどの業者を選んだほうがいいのか。そして、住民の、町民の皆さんの声も考えてみたいと、このように思っているところでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） 地方交付税の件でございますけれども、11月分につきまして

はまだ入っておりません。入る時期につきましては、まだ具体的に示されていないというのが現状でございます。額につきましては、約7億2,000万円が入る見込みと。額については決定しているんですけども、以上の内容となっております。また、今後ですけれども、12月以降過ぎる場合につきましては、財政調整基金等を取り崩して対応していきたいと考えております。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。14番佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 先ほどの18ページの荒浜・吉田地区の土地利用計画の策定なんですけれども、亘理町の震災復興計画には土地の利用、構想、イメージとか、吉田も荒浜も載っていますけれども、今回これで計画をしてもらったときにこの利用の構想のイメージ図から離れるということも考えられるわけですか。この復興計画とは離れてしまうということはあるのでしょうか。この点についてお伺いいたします。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（日下初夫君） この復興計画図のプランだと思うんですけども、これも一つの案ということでございます。だから、業者のほうでまずどのような計画を出してくるか、その辺を見て総合的に考えていきたいと、そのように思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） この震災復興計画をつくる上で私たちは、というか町民も議会もこれを了解したわけですよ。そして、また今回この9,800万円という大きなお金をかけて策定をしてもらおうと、それがちょっと納得がいかないんですよ。やっぱりこのイメージ図に合わせた土地の利用を、町は復興計画に基づいてやっていくのかなと私は思っていたんですけども、このことがちょっと理解できませんけれども、この点についてもう一度ご答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（日下初夫君） お答えいたします。

今回の9,800万円の内訳をちょっと説明したいと思います。まず、業務内容としましては4つほど考えています。1つは、調査業務。これは全体の測量調査の1つです。あと2つ目は、マスタープランの作成。マスタープランの作成の中の、さらに詳細が6つございます。整備方針の決定、土地利用案の策定、関係機関と

の協議、造成計画の検討、施設の計画、概算工事費の算出。このようなものがあります。大きな3つ目としまして、土地利用計画案。実現可能性の検討、これFS調査と言いますけれども、こういうものがあります。その中の4つということで、町財政への影響はどうか。こういうのもあるし、あと雇用、経済効果の検討、また実現に向けた施設のあり方の検討。最後の大きな4つ目が、都市計画変更等の支援業務と。このようなものを今回業者のほうにお願いをしまして、出していただいて、そして総合的に検討をすると。このようなことをするための経費でございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。12番高野 進議員。

12番（高野 進君） 普通地方交付税のことですが、交付がおくれる、その場合には財政調整基金で対応するというところでございますが、この財政調整基金、今回繰り入れするわけです。2億899万円。残高は幾らにこの時点でなるか、ゆっくりと答弁願いたいと思います。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） 今回の補正後で約でございますけれども、30億円という状況でございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。2番高野孝一議員。

2番（高野孝一君） 16ページの防集促進事業なんですけれども、前段で説明がありました18億円で元宅地跡を買い取るということですが、この防集事業の中の説明では、従来は移転促進事業区域の全ての農地及び宅地を買い取る場合に限り取得費用が国庫補助対象となっているという説明がありますけれども、どうして今回農地のほうは買い取りしないのか、まずお聞きいたします。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（高橋伸幸君） 防災集団移転促進事業のこの計画を策定するに当たりまして、国土交通省のほうといろいろこれまで協議をさせていただいております。そういった中で、当然跡地の土地利用計画を含め対象となるような土地として農地も当然入るわけですが、吉田東部地区のほうについては、大半が宅地というよりは大きく農地が存在していると。そういった状況を含めると、国のほうとしてできるだけ宅地のほうの介在農地というか、小さい農地については、荒浜のように公園としての土地利用計画が定まっているというものであれば対象にする

けれども、吉田地区のほうについては、圃場整備であるとか、そういった土地利用ということの中でいえば対象にすることは難しいという判断が示されたことで、町のほうとして地区によっての判断を変えているということでございます。以上です。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） そうすると、宅地を買い取ってそれをいかに使うかというのが先ほどの話になるんですけども、今宅地がばらばらと点在しているわけですよ、元宅地がね。それをどういうふうにして集約して、これからの事業に結びつけるのかという点が1つ。

あと、ページ数が変わりますけれども、小中学校の解体工事の財源が一般財源になっているんですね。これは、災害関係なのでその他とか国庫補助金になるのかなと思うんですけども、その辺の説明、2点ほどお伺いいたします。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（高橋伸幸君） まず、防災集団移転促進事業の宅地を買い取った場合の跡地の利用ということになるわけですが、当初の12月復興計画の中で示しておりますのは、細かい話はちょっとその時点ではさせていただいておりません。したがって、先ほど都市建設課長のほうからご説明あった荒浜・吉田地区の土地利用計画策定業務という形の跡地の利用のこれからの具体的な、いわゆる町として進めていくべき方向性の中に沿いながら、我々もいろいろ検討の中に入れていただいで進めていきたいというものでございます。以上です。

議長（安細隆之君） 学務課長。

学務課長（遠藤敏夫君） 2点目のご質問でございますけれども、今回解体費、歳出のみということで計上させていただいております。こちらにつきましては、先ほど町長のほうから提案理由書の中でもありましたとおり、これから学校全体としては解体、その後新たに改築とかいろんなものが出てきます。これが平成25年度、26年度と続けていくようになるかと思えます。そういった中で、文科省と検討、いろいろ協議した結果、やはり複数年数になるものですから、最終的な時期で全額を請求するという方法がよろしいんじゃないかと。なぜかと申しますと、要は今災害査定で例えば100万円と決まったとします。ところが、最終的に増額になっているんな実施設計とか単価が変わったりとか、そうすると金額が変わってくるんで

すね。そういった中で、30%を目安として増額になる可能性があるという話も聞いております。そういったこともありますので、それを含めて全てが終了する年にできればもっていききたい。ただ、途中で支払いを要求することもできるわけですが、その辺については財政と協議しながらやっていきたい。ただ、今回については解体のみですので、暫時町の一般会計からという形でのやり方をとらせていただくという内容でございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） 吉田地区の宅地の扱い方なんですけれども、集約して、一応町としてはどういうふうな考えがあるのか、具体的にあれば述べていただきたいと思えます。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（高橋伸幸君） 吉田地区の宅地の利用について具体的なものというのは今はまだ明確にされておりませんが、当然一部住民のほうからは、例えば吉田浜地区については、海蔵寺さんがそのまま現地に残るとかそういう部分もありますので、その周辺を含めた公園的な部分を入れていけないかどうかという検討なんかも今進めているという状況で、まだ最終的な土地利用の決定とまではなっておりませんので、その辺については、これからもう少し具体的な部分を検討していくということになるかと思っています。以上です。

議長（安細隆之君） 8番鈴木高行議員。

8 番（鈴木高行君） 町長の提案理由の4ページに、6月に補正した移転先の用地買収費、それで不足額が3億3,000万円ほど出てきたんですね。この内容、先ほど財政課長が説明をちょっとしたんですけれども、何でこの3億3,000万円が6月に補正して今回の11月で出てくるのか、その内容を一つ。

あと、先ほど解体費が出てきましたけれども、2億1,000万円ぐらいですか、それのいざ補助申請になれば補助率はどのぐらいになるのかということですね。

あともう一つは、先ほど都市マスとかいろいろ吉田と荒浜の土地利用計画が出てきたけれども、私が考えるのには、そういう事業のプランをつくる前に住民の意思というのを尊重すべきであって、都市マスつくる場合はやっぱりいろいろな意見を聞いて、最終的には公聴会とかそういうのも説明して都市マスというのはつくるものだと思っているんです。都市計画マスタープランの変更だから、必ず住

民説明会を開かされるから、これはね。それを初めからプランをつくってどうですかというような考えじゃなくて、それ以前に地域の方々の意見というのは尊重すべきで、聞くべきだと。そういう手順があるはずなんです。それを踏まえないでほんとコンサルに頼んで土地利用計画がほんと出てくるというのは、これはやり方、手法が違うのではないかと。この辺について答弁をお願いします。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（高橋伸幸君） 防災集団移転事業に係ります公有財産購入費として、今回移転先のほうの用地取得費が3億円不足することで今回上げておりますが、6月にまず補正をさせていただいてこの時期にまたということにつきましては、6月の段階について、まだ不動産鑑定を入れない段階で今年度の予算措置として組ませていただいたものでございます。その後、対象地を選定させていただきながら、その土地に対する不動産鑑定を判定していただいた結果をもとに今回の必要額を算出した結果、不足額が生じたということで、この補正を今回提案させていただいているというものでございます。以上です。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（日下初夫君） それでは、町民の声を聞くのが最初じゃないかというご指摘でございます。その辺につきましても、今後どのような方法で町民の声を聞いたほうがいいのか検討をしてみたいと、このように思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 学務課長。

学務課長（遠藤敏夫君） 先ほど説明いたしました30%くらいまで単価の補正ができるものということでお聞きしておりまして、その分の補助率という考え方かなと思うんですが。（「全体事業の何%が補助事業で来るんだと言っている」の声あり）全体事業の補助率ですけれども、これにつきましては、災害査定額の3分の2が国庫負担金額、残りは特別交付税措置だというのが今現在の補助率になっております。以上です。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。鈴木高行議員。

8 番（鈴木高行君） 6月の基本的な考え方が、鑑定を入れなかったから暫定で補正予算を組んだと、それで議会に持ってきたんだと。そういうことでしょ。そして、今回鑑定を入れて3億3,000万円不足だったと。補正予算を組むときの考え方だけ

ども、やっぱり我々に提示するときはある程度目安がたった額で提示すべきだと私は思うのね。それが、井勘定でこのぐらいかかりますからお願いします。そういうやり方というのは、プロとしてはやり方、手法が違うんじゃないですか。プロのやり方はもうちょっときめ細かなやり方で、移転先の用地を買うんだったら大体のこと、公示価格とか実勢価格とかみんな出ているんだから。そういうものを参考にして基礎額というのはつくるものであって、アバウトに井をつくって今度足りなかったからお願いします、そんな考え方は違うと思うんだけどね、1つはね。

あと、さっきの都市マスとかそういう用地、土地利用、まずまちづくりの基本というのは土地利用なんだよね。土地利用が基本になるわけ。どのように土地を動かすか、どこに何をもっていくかと。そういう土地利用の基本をコンサルさんとかそういうものにどんと任せておくのではなくて、今までの都市マスでも土地利用計画でもあるんだから、それを修正するとか、なおさら去年の災害復興計画もできているんだから、それらの基本となることがあるのにコンサルさんにばっとお願ひしてそれをもとにしてやるというのではなくて、もうちょっと土地利用計画というのは町民あつての土地利用計画だと思います。その辺を十分考えていただいて、今後の将来の土地利用計画に生かしていただきたいなと思います。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（高橋伸幸君） 今回の防災集団移転促進事業につきましては、先ほど6月の補正、そして今回の補正という話になりますけれども、私たちといたしましては、やはり一日も早く用地の確保をし、そして団地を造成しながら集団移転をされる方の一日も早い生活再建に向けた取り組みを進めたいということで、まだ本来であればそういった数字を精査しながら積み上げていって本来予算を議会に諮るところでございしますが、そういった部分、復興に向けたスピード感をどうしても必要とするということも含めて対応をさせていただいたこと、これまでの手続とは皆さんに対して失礼な部分があったのかもしれませんが、その辺を含めてご理解をいただきたいと思います。以上です。

議長（安細隆之君） 7番百井いと子議員。

7番（百井いと子君） 20ページ、中学校災害復旧費の①なんですけれども、逢隈中学校の補修費はここに説明が書いてありませんが、この補修費の内訳をお願いいたし

ます。それと、補修はいつから始まっていつごろ終わるのか、それもあわせてお願いいたします。

議長（安細隆之君） 学務課長。

学務課長（遠藤敏夫君） それでは、内訳の金額を申し上げます。まず、荒浜中学校の解体工事費の金額1億1,544万3,000円でございます。要は、残りの額303万8,000円、こちらが逢隈中学校の改修工事分です。工事の期間につきましては、解体工事につきましては、うまく皆様のご了解をもらえれば、12月の定例議会でも承認がもらえるような状態になれば、12月からは入れるかもしれません。ただ、先ほど説明したとおり、予定では1月の臨時議会に議会の皆様の承認をもらえれば解体を1月から始めたい、このように考えております。なお、逢隈中学校の工事につきましては、本日は承いただければ早速工事発注の段取りに入りたい、このように考えております。以上です。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。5番佐藤正司議員。

5番（佐藤正司君） 16ページ、6目の復興事業費でございます。荒浜地区災害公営住宅用地取得時のときに、12月ごろから、または1月ごろから造成を進めるという話がありました。今回被災者の方々は、一日も早く仮設を出て早期に入居をしたいというせつない思いで待っておられるところでございます。そうした場合に、県に一括で協議を今進めて平成25年度からということになるわけでございますが、その際には計画どおりに入居が変わらないのかどうか、その辺をお伺いしたいと思っております。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（高橋伸幸君） まず荒浜の災害公営住宅の部分の造成につきましては、以前説明したとおり、造成の部分については町で事業を実施したいと考えております。これにつきましては、今入札の手続をさせていただいておまして、業者が決まれば、まず5,000万円を超える形になろうと思っておりますので、議会に諮らせていただいて、ご承認をいただいた後に本契約をし、1月ぐらいには造成工事に入りたいと考えてございます。

そういった中で、県に対して全体のその本体工事のほうも業務委託をするという形で進めるわけですが、我々今進めている最後の入居時期というものにできるだけ狂いのないような形で進めていきたいということで、県にも強く働きかけをし

ていきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。6番安藤美重子議員。

6番（安藤美重子君） 16ページの集団移転の公有財産の買い取りのについてお尋ねいたします。

これが議決をすればなんですけれども、早速購入の手続に入るんだと思うんですけれども、地権者に対する周知であるとか、それからいつからそれが買い取りを始めるのか、お金の支払いはいつごろからかとか、それから最終期限があるのかとか、皆さん売るとは思うんですけれども、売らなかった場合はどうするのかというようなことは、今現在どのようになっているのでしょうか。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（高橋伸幸君） 今回この予算を認めていただきましたら、対象となる方々に今後の手続についてご通知申し上げ、それで先ほど特別委員会の中でもお話ししましたとおり、300を超える地権者の方がいらっしゃいます。その方々を年度内中にできればそういう手続を済ましていきたいとは思っておりますが、この防災集団移転事業にはもう一つ任意事業という性格がございまして、その土地に、例えば抵当権等が設定されていればそれを外していただかなくては行けない、あるいは相続権等の問題があればそれは解消をしていただかなくては行けないと、あるいは議員ご指摘のとおり、売らないという場合についてはこちらで強制的に買うことはできないというさまざまなそういった条件をクリアした中で進めていくということになりますので、その辺を説明をさせていただきながら、できるだけ早くそういった話が整った地権者については支払いをしていきたいなどは考えてございます。以上です。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。安藤美重子議員。

6番（安藤美重子君） 町内とか町外とか移転している方もいらっしゃいますので、なるべく早くお金をお手元にお渡しできるように努力していただきたいと思います。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第93号 平成24年度亶理町一般会計補正予算（第6号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第93号 平成24年度亶理町一般会計補正予算（第6号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第94号 平成24年度亶理町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議長（安細隆之君） 日程第6、議案第94号 平成24年度亶理町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（作間行雄君） それでは、議案第94号 平成24年度亶理町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

平成24年度亶理町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の補正

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,068万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億7,880万9,000円とする。

第2条 地方債の補正

地方債の変更は、「第2表 地方債補正」によるものでございます。

なお、今回の補正につきましては、社会資本整備総合交付金事業費の内示額の確定に伴うものが主なものでございます。

それでは、歳出からご説明いたしますので、11ページ、12ページをお開き願います。

1款1項1目一般管理費でございますけれども、右側の欄の説明にございますが、公課費でございまして816万円の増額になってございます。これにつきましては、消費税及び地方消費税の予定納税額の不足分の増額ということでございます。

2目維持管理費でございます。610万円の増額でございます。これにつきましては、需用費のマンホール等の工事の追加分200万円。それから、委託料でございますけれども、荒浜雨水ポンプ場のクレーンの点検業務の委託料並びに工事請負費公共枘の設置工事、これは個人分でございますけれども、それら等の補正額で610万円でございます。

2款1項1目社会資本整備事業費でございますけれども、6,400万円の減額でございます。その内訳でございますけれども、交付金事業費の工事請負費でございますが、9,600万円の減でございます。これにつきましては、後ほど歳入のほうでご説明申し上げますが、国からの交付金の内示の減額に基づきました工事費の減ということでございます。それから、単独事業費の工事請負費でございますけれども、3,200万円の増。相殺いたしまして6,400万円の減になります。

続きまして、3款1項、次のページの2目でございますが、利子でございます。これにつきましては、右の説明でございますけれども、償還金利子及び割引料の244万5,000円の減額でございます。これは借入債の利率の軽減によりますところの減額でございます。

続きまして、5款1項1目下水道施設災害復旧費でございますが、150万円の増額でございます。これにつきましては、13委託料でございますが、亘理第3処理分区荒浜地区の下水道管路の調査、カメラ等の調査でございますけれども、その委託料で150万円の増額でございます。

続きまして、歳入につきましてご説明いたしますので、9ページ、10ページをお開きいただきたいと思います。

3款1項1目下水道事業費交付金でございますが、4,800万円の減額でございます。これは、内示額の確定によりましての減額ということでございます。

それから、2項1目災害復旧費補助金807万2,000円の増でございますけれども、説明にございますが、公共下水道施設災害復旧事業費の補助金でございますが、これにつきましては保留分ということで災害査定を受けていた部分があるわけでございますけれども、それを国と協議いたしまして解除していただいた分につきましてはの補助金ということでございます。

4款1項1目一般会計繰入金でございますが、8,622万5,000円の減でございます。これは後段で出てまいります繰越金の関係もでございますけれども、一般会計

からの繰入金の減額でございます。

続きまして、5款1項1目繰越金でございますが、8,826万8,000円の増額でございます。これにつきましては、前年度の決算により繰越額が確定いたしましたので、それに基づきました増額ということでございます。

なお、主なものにつきましては、町長の提案理由の説明にもございましたとおりでございますが、災害復旧費の補助率も当初66%ほどで見ておったのが、最終的には90.7%ということで増になったため繰越額がふえたということが主な要因でございます。

続きまして7款1項1目下水道事業債でございますが、1,280万円の減額でございます。これにつきましては、社会資本整備事業における交付金事業の減額によりますところの減額ということでございます。

次に、地方債の補正についてご説明いたしますので、4ページをお開きいただきます。

第2表 地方債補正、変更でございます。公共下水道事業債を1,280万円減額し、限度額を1億9,540万円にするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同様でございます。以上で説明を終わりますが、よろしくご審議方お願いいたします。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 12ページ。2款1項1目交付金事業、工事請負費の減額ですけども、どこの地区の工事請負を予定していたのか述べてください。

議長（安細隆之君） 上下水道課長。

上下水道課長（作間行雄君） 当初計画といたしましては、高屋地区と浜吉田の駅前周辺につきまして予定しておった分でございますが、その2地区につきましての減額ということで捉えさせていただいております。以上です。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第94号 平成24年度亘理町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第94号 平成24年度亘理町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第7 報告第8号 専決処分の報告について

日程第8 報告第9号 専決処分の報告について

議長（安細隆之君） 日程第7、報告第8号 専決処分の報告について及び日程第8、報告第9号 専決処分の報告についての以上2件は関連がありますので、一括議題といたします。

初めに、報告第8号について、当局からの提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） それでは、議案書の5ページをお開きいただきたいと思います。

報告第8号 専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

平成24年10月2日、損害賠償額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第2項の規定により報告するものでございます。

次のページ、専決処分書。

平成24年7月20日に袖ヶ沢住宅敷地内で発生した事故について、損害賠償額の決定及びこれに伴う和解の必要が生じたので、専決事項の指定（平成16年亘議発第10号）第2項の規定により専決処分したものでございます。

平成24年10月2日でございます。

次のページ、7ページをお開きいただきたいと思います。別紙ということで、和解及び損害賠償の額について。

平成24年7月20日ですけれども、この時間帯については午後の7時30分ごろ袖ヶ沢住宅敷地内で発生した事故について下記のとおり賠償額を決定し、和解したも

のでございます。

事故の状況につきましては、袖ヶ沢住宅の敷地内を家族で散歩中に、側溝のふたが一部欠落していたところを知っていたのですが、不注意により足が落ちまして左足を骨折した内容でございます。

記として、

1 和解の相手方

.12歳の方でございます。中学1年生でございます。

2 和解の内容

訂正がございますが、議員さん方の訂正がなされていなければお願ひしたいと思ひます。互理町は、本件事故に関し損害賠償金ということで、補修費となっていれば損害賠償金ということで訂正をお願ひします。として、上記相手方に対し金2万7,895円を支払うものとする。

(2)として、相手方と互理町は、本件事故に関し、本条項に定めるほか今後いかなる事情が発生しても、異議の申し立てをしないことを双方とも確約したものでございます。

過失割合については、双方とも責任があるということで50対50でございました。以上で報告を終わります。

議長(安細隆之君) 次に、報告第9号について、当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長(佐藤 浄君) それでは、報告第9号についてご説明申し上げます。

専決処分報告について。

平成24年10月19日、損害賠償額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分した。

よって、同条第2項の規定により報告するものでございます。

次のページお願ひいたします。

専決処分書でございます。

平成24年9月6日に岩沼市小川地内の公道で発生した公用車の事故について、損害賠償額の決定及びこれに伴う和解の必要が生じたので、専決事項の指定第2項の規定により専決処分したものでございます。

月日につきましては、平成24年10月19日でございます。

次、右側になります別紙でございます。

和解及び損害賠償の額について。

平成24年9月6日に岩沼市小川地内の公道で発生した公用車の事故について、下記のとおり賠償額を決定し和解する。

事故の内容でございますが、岩沼市の西側を通過しております県道でございます。県道を南下しておりまして、交差点の手前で進路変更をしようとして右折レーンに入ろうとした際に同一進行方向に走っていた車に接触をしてしまったと。ちょっと死角に入ったということで右折する際、既に右側を走っていた車に接触してしまったという物損事故でございます。なお、両者とも人体につきましては、一切けが等はないということでございます。

記といたしまして

1 和解の相手方

所有者
.

運転者

2 和解の内容

(1) 亙理町は、本件事故に関し補修費として、上記相手方に対し金26万9,062円を支払うものとする。

(2) 相手方と亙理町は、本件事故に関し、本条項に定めるほか今後いかなる事情が発生しても、異議申し立てをしないことを双方とも確約する。

以上でございます。

議長（安細隆之君） 以上で、報告第8号 専決処分の報告について及び報告第9号 専決処分の報告についての説明が終わりましたが、本件は報告だけありますので、ご了承願います。

以上をもって、本会議に付議された案件の審査は、全部終了いたしました。

これをもって、平成24年11月第14回亙理町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後 1時24分 閉会

上記会議の経過は、事務局長 丸 子 司の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘 理 町 議 会 議 長 安 細 隆 之

署 名 議 員 渡 邊 健 一

署 名 議 員 四 宮 規 彦